

令和6年度

包括外部監査結果報告書

テーマ

「道路事業に関する事務の執行及び管理について」

令和7年3月

熊本県包括外部監査人

本吉 幸雄

# 目次

---

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| <b>第1 包括外部監査の概要</b> ..... | <b>1</b> |
|---------------------------|----------|

---

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 監査の種類.....              | 1 |
| 2. 監査の対象とした特定の事件（テーマ）..... | 1 |
| (1) 監査のテーマ.....            | 1 |
| (2) 監査対象部署等.....           | 1 |
| 3. 特定の事件の選定理由.....         | 1 |
| 4. 外部監査の方法.....            | 2 |
| (1) 監査の視点.....             | 2 |
| (2) 主な監査手続.....            | 2 |
| 5. 包括外部監査人及び補助者の選任.....    | 2 |
| 6. 外部監査の対象期間.....          | 2 |
| 7. 外部監査の実施期間.....          | 3 |
| 8. 利害関係の有無.....            | 3 |
| 9. その他.....                | 3 |

---

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| <b>第2 監査対象の概要</b> ..... | <b>4</b> |
|-------------------------|----------|

---

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 道路法における「道路」の概要.....                | 4  |
| (1) 「道路」の定義.....                      | 4  |
| (2) 「道路」の種類.....                      | 5  |
| (3) 「道路」の種類ごとの概要.....                 | 5  |
| (4) 「道路管理者」とは.....                    | 6  |
| 2. 熊本県の道路事情の概要.....                   | 7  |
| (1) 熊本県の道路の状況.....                    | 7  |
| (2) 熊本県道路の整備に関するプログラム.....            | 7  |
| (3) 道路整備の基本方針（熊本県道路の整備に関するプログラム）..... | 8  |
| 3. 熊本県の道路事業の組織と業務内容.....              | 9  |
| (1) 熊本県の道路事業の組織.....                  | 9  |
| (2) 各課の業務内容.....                      | 12 |
| 4. 熊本県土木部の決算額（歳出）.....                | 13 |
| (1) 熊本県土木部の決算額の推移.....                | 13 |

|   |    |
|---|----|
| (2) 熊本県土木部の費目別決算額                       | 14 |
| 5. 熊本県道路公社の概要                           | 15 |
| (1) 熊本天草幹線道路の概要                         | 15 |
| (2) 熊本県道路公社及び事業の概要                      | 16 |
| (3) 平成 14 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項に対する措置状況 | 22 |

### 第 3 監査の結果及び意見

|  |                       |
|--|-----------------------|
| I. 監査の結果及び意見の総括  | 24                    |
| II. 監査の結果及び意見の概要   | 24                    |
| III. 監査対象事業について  | 28                    |
| 1. 監査対象の選定について   | 28                    |
| 2. 監査対象事業  | 28                    |
| IV. 監査の結果及び意見の各論（令和 5 年度の事業別支出について）エラー！ブックマークが定義されていません。   |                       |
| 1. 担当課：道路整備課   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| 2. 担当課：道路保全課   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| 3. 担当課：都市計画課   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| V. 監査の結果及び意見の各論（令和 4 年度の固定資産台帳について）エラー！ブックマークが定義されていません。   |                       |
| 1. 担当課：道路整備課   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| 2. 担当課：道路保全課   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| VI. 監査の結果及び意見の各論（令和 5 年度の道路占用手続きについて）エラー！ブックマークが定義されていません。 |                       |
| 1. 担当課：道路保全課   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| VII. 監査の結果及び意見の各論（熊本県道路公社について）エラー！ブックマークが定義されていません。        |                       |
| VIII. 統括意見   | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| 1. 固定資産台帳への登録単位について（意見）                                    | エラー！ブックマークが定義されていません。 |
| 2. 過年度の監査結果における指摘事項に対する措置状況について（指摘事項）                      | エラー！ブックマークが定義されていません。 |

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 監査の対象とした特定の事件（テーマ）

#### （1）監査のテーマ

道路事業に関する事務の執行及び管理について

#### （2）監査対象部署等

土木部（主として道路整備課、道路保全課、都市計画課）、広域本部、地域振興局、熊本県道路公社

### 3. 特定の事件の選定理由

インフラの老朽化が進む中、国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体に向け、これの行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定を要請した。

すでに熊本県では、県有財産の取得、管理、処分について、平成 25 年 3 月に「経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針～ファシリティマネジメントの推進に向けて～」を策定しており、平成 29 年 3 月には、本基本方針を「県が保有する公共施設等を管理し、長寿命化を図るとともに、本県の行動計画を位置付けるもの」とし「熊本県公共施設等総合管理計画」として改訂した。

一方で、本県では、平成 28 年に熊本地震が、令和 2 年 7 月には豪雨災害が発生し、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン」に基づき 2 つの災害からの創造的復興に向けて取り組んでいる。

道路事業は、生活や経済活動に大きな影響があり、とりわけ本県では大手半導体メーカーの工場建設などに伴う渋滞の解消など県民の関心の高い分野と考えられる。また過去において、道路事業をテーマとした包括外部監査が行われていないことから、道路事業に関する事務の執行及び管理について、関係法令に照らし適正に執行され、管理運営が適切に行われているかどうか検討するとともに、改めて経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは有用であると判断し、令和 6 年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

加えて 2 年前の包括外部監査において、固定資産台帳の整備状況を確認した経緯があ

り、今回の監査対象となる道路事業の中で増加したインフラ資産などを中心に、その後の固定資産台帳についても確認できるよい機会でもあると判断した。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 監査の視点

- ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性
- ②工事評価の適切性
- ③工事請負、委託などの契約の適切性
- ④公有財産の管理の適切性
- ⑤その他

##### (2) 主な監査手続

- ①道路事業に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令などへの合規性、事務手続の適切性、誤謬防止のチェック機能が構築されているかについて検証した。
- ②実績報告書などの閲覧及び担当者への質問を実施し、工事評価を検証した。
- ③関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、効果測定の有無及びそのフィードバックについての適切性を検証した。

#### 5. 包括外部監査人及び補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として公認会計士6名を選任し、監査チームを編成した。

|           |       |       |
|-----------|-------|-------|
| 包括外部監査人   | 公認会計士 | 本吉 幸雄 |
| 包括外部監査補助者 | 公認会計士 | 庄田 浩一 |
| 〃         | 公認会計士 | 入江 佳隆 |
| 〃         | 公認会計士 | 山下 昌也 |
| 〃         | 公認会計士 | 浅山 和也 |
| 〃         | 公認会計士 | 服部 学  |
| 〃         | 公認会計士 | 中島 正善 |

#### 6. 外部監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象期間とした。

## 7. 外部監査の実施期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

実地調査期間：令和6年9月3日から令和6年11月12日まで

## 8. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. その他

監査結果は、「指摘事項」と「意見」に区別して記載した。

「指摘事項」は、主として法令や規則・要項などに違反しているか又は著しく適正性に欠くと判断したものであり、是正・改善の必要性が認められた事項である。

「意見」は、「指摘事項」までは至らないが改善事項として検討を求める事項である。

なお、報告書中における合計数値などの表示において、原則単位未満切り捨てて端数処理している。よって、合計数値などとその内訳が一致しない場合がある。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 道路法における「道路」の概要

#### (1)「道路」の定義

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上の柵又は駒止め

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

六 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

九 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

十 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

- 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。
- 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

(出所：道路法)

## (2) 「道路」の種類

- (道路の種類)
- 第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
- 一 高速自動車国道
  - 二 一般国道
  - 三 都道府県道
  - 四 市町村道

(出所：道路法)

## (3) 「道路」の種類ごとの概要

| 道路の種類   |                 | 定義   | 道路管理者     | 費用負担                    |
|---------|-----------------|--|-----------|-------------------------|
| 高速自動車国道 |                 | 全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路<br>【高速自動車国道法第4条】 | 国土交通大臣    | 高速道路会社<br>(国、都道府県(政令市)) |
| 一般国道    | 直轄国道<br>(指定区間)  | 高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路<br>【道路法第5条】                               | 国土交通大臣    | 国<br>都道府県(政令市)          |
|         | 補助国道<br>(指定区間外) |  | 都府県(政令市)  | 国<br>都府県(政令市)           |
| 都道府県道   |                 | 地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路<br>【道路法第7条】   | 都道府県(政令市) | 都道府県(政令市)               |
| 市町村道    |                 | 市町村の区域内に存する道路<br>【道路法第8条】  | 市町村       | 市町村                     |

※高速道路機構及び高速道路株式会社が事業主体となる高速自動車国道については、料金収入により建設・管理等がなされる  
 ※高速自動車国道の( )書きについては新直轄方式により整備する区間  
 ※補助国道、都道府県道、主要地方道及び市町村道について、国は必要がある場合に道路管理者に補助することができる

(出所：国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」)

#### (4)「道路管理者」とは

### 第三章 道路の管理

#### 第一節 道路管理者

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

#### 第十四条 削除

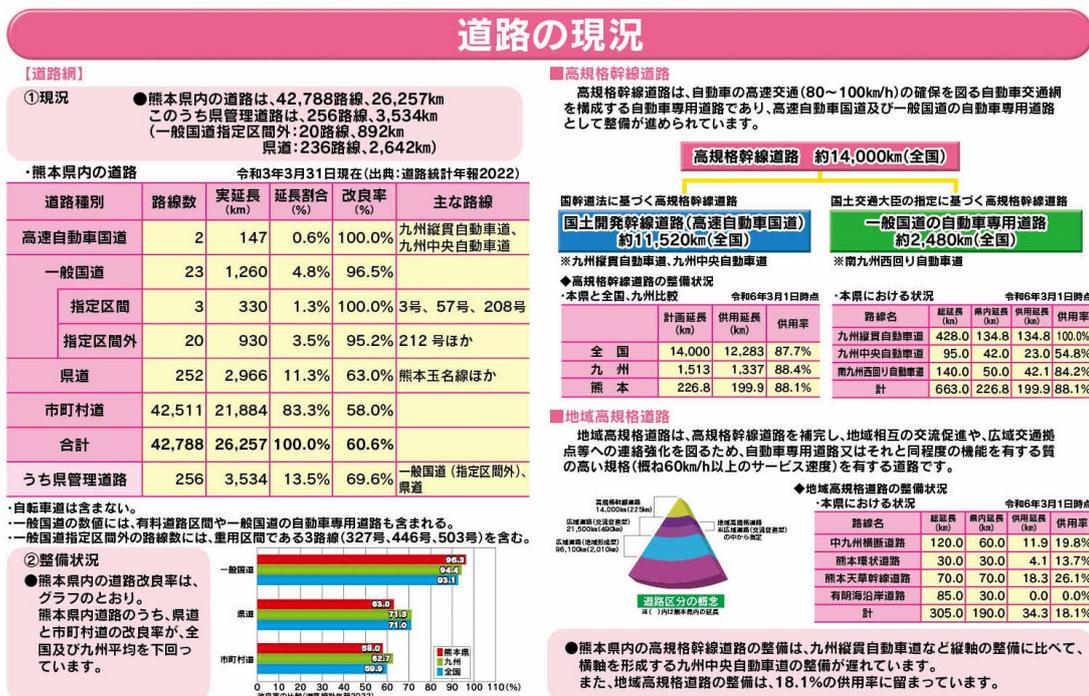
(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(出所：道路法)

## 2. 熊本県の道路事情の概要

### (1) 熊本県の道路の状況



(出所:熊本県土木部道路都市局道路整備課 くまもとの道 2024)

### (2) 熊本県道路の整備に関するプログラム

熊本県は、計画的・効率的に道路の整備や維持管理等に取り組むため、「熊本県道路の整備に関するプログラム」を策定している。以下が、策定の趣旨、計画の概要、計画の位置付けである。

#### (策定の趣旨)

道路は、人の移動や物資の輸送に不可欠な基本的な社会資本であり、社会・経済の発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしている。また、都市の骨格を形成するほか、防災空間の提供や各種公共公益的施設の収容空間になるなど、公共空間としても重要な役割を果たしている。

これら、県民の日々の暮らしや産業を支える道路の機能を最大限発揮するためには、計画的かつ効率的な整備とともに維持管理・更新が必要である。

そのため、県政の基本方針となる「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や広域的な道路交通の今後の方向性を定めた

「熊本県新広域道路交通計画」などの上位計画及び道路の整備等に関する県の各種計画に基づき、「熊本県の道路の整備に関するプログラム（以下、プログラム）」を策定し、計画的・効率的に道路の整備や維持管理等に取り組むこととする。

なお、本プログラムは社会情勢等の変化を踏まえ、適宜見直し及び更新することとする。

(計画の概要)

計画期間 2018年度～2027年度の10年間

※道路財源特例法の改正により、道路整備に関する財政上の特別措置の継続期間とする

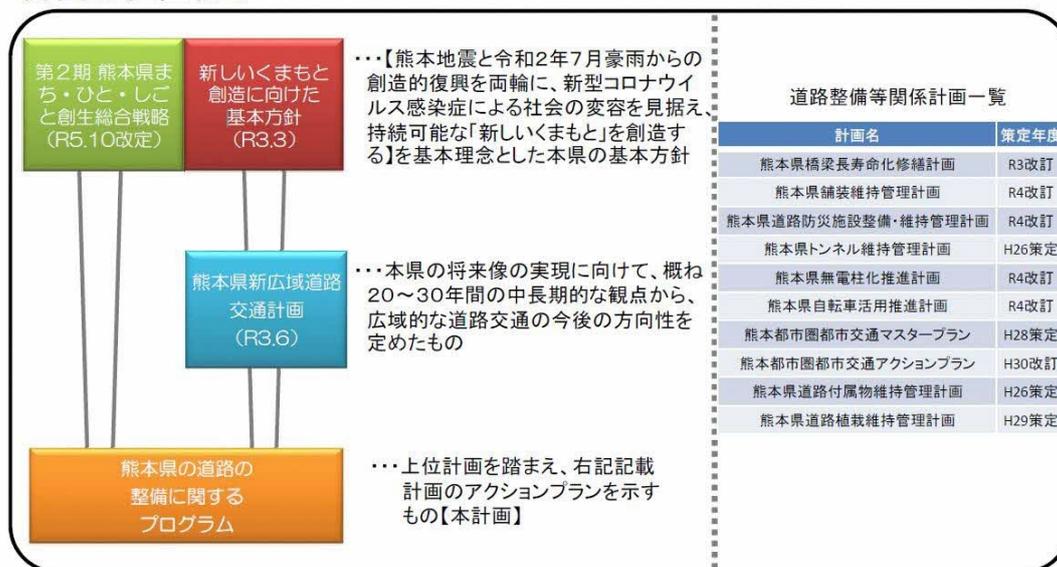
計画期間における投資必要額 概ね7,000億円

※概算金額であり、社会情勢等により変動することがあります。

※国直轄事業及び熊本市の事業を除く

(計画の位置付け)

計画の位置付け



(3) 道路整備の基本方針（熊本県道路の整備に関するプログラム）

熊本県の将来像を実現するため、道路の整備においては、次の6つの施策を取組方針としている。

①広域連携促進のための広域道路ネットワークの構築

(1) 高規格道路

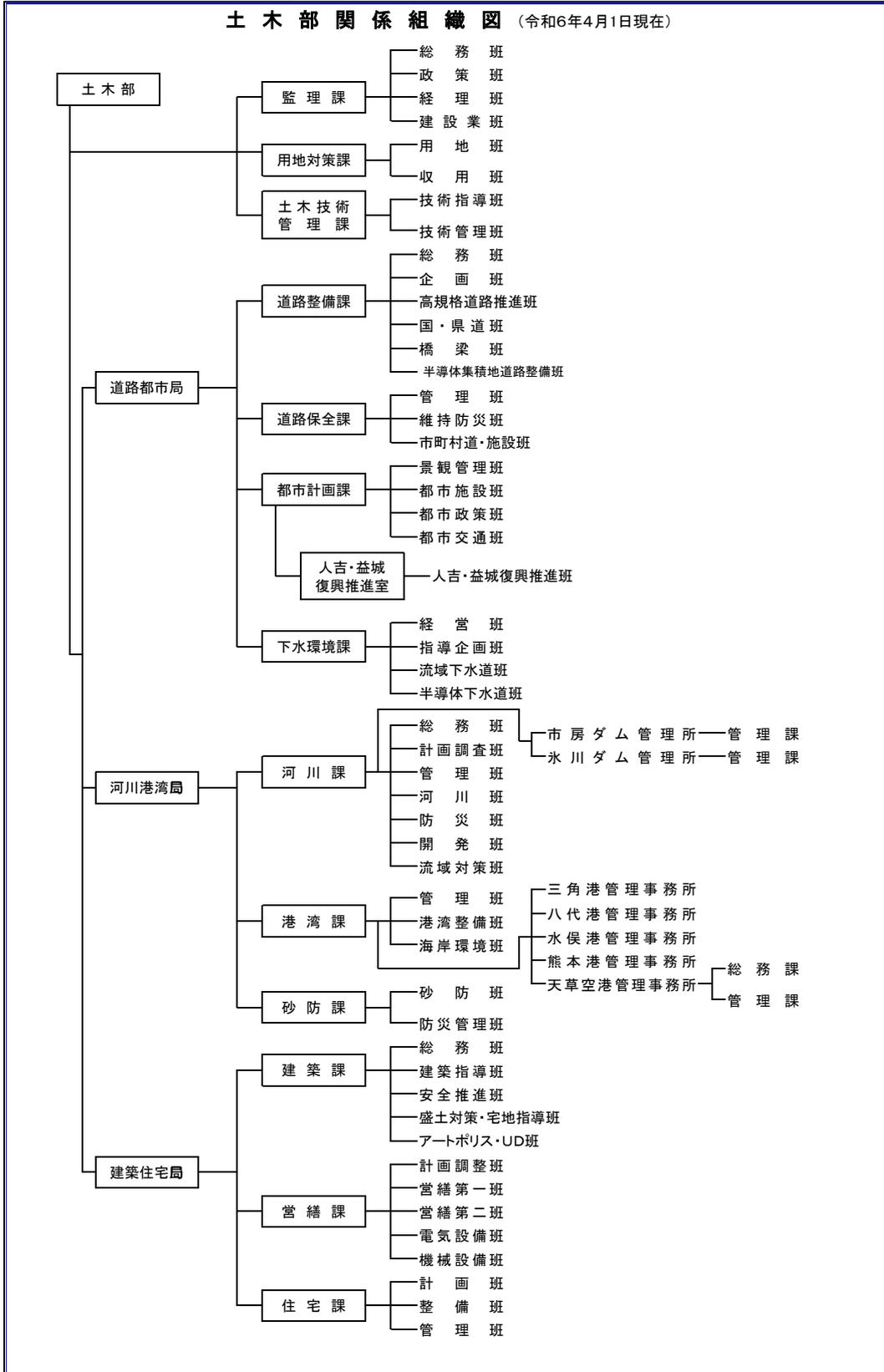
- ②安全・安心な社会の実現するための道づくり
  - (1) 交通安全対策
  - (2) 無電柱化
  - (3) 自転車ネットワーク整備
- ③持続可能な経済活動を実現する交通ネットワークの構築
  - (1) ストック効果を高めるアクセス道路の整備
  - (2) 広域的物流活性化
- ④県内全域で取り組む道路の強靱化
  - (1) 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修・架替
  - (2) トンネル維持管理計画に基づくトンネル補修
  - (3) 舗装維持管理計画に基づく舗装補修
  - (4) 道路防災施設整備及び維持管理計画に基づく整備・補修
- ⑤地域資源を活かした交流機能の強化
  - (1) 広域的観光活性化
  - (2) 道の駅の整備
- ⑥半導体関連産業の集積促進に向けた社会資本整備
  - (1) セミコンテクノパーク周辺地域の道路整備

### 3. 熊本県の道路事業の組織と業務内容

#### (1) 熊本県の道路事業の組織

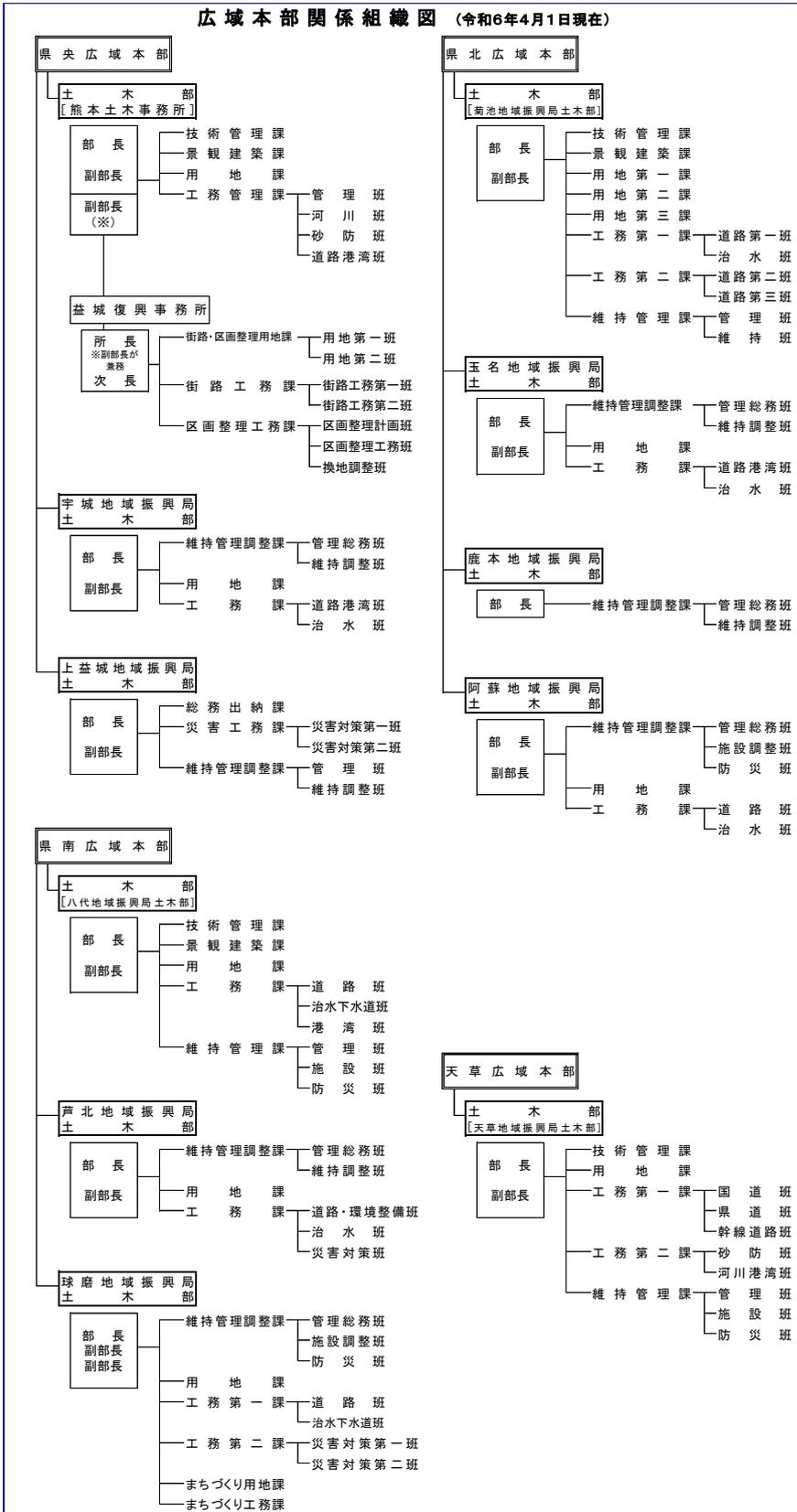
熊本県土木部における道路事業は、以下の道路都市局内の道路整備課、道路保全課、都市計画課を中心に、各広域本部及び地域振興局土木部にて実施されている。

土木部関係組織図 (令和6年4月1日現在)



(出所：熊本県作成)

広域本部関係組織図 (令和6年4月1日現在)



(出所：熊本県作成)

## (2) 各課の業務内容

道路整備課、道路保全課、都市計画課の業務内容は以下のとおりである。また、熊本県の道路事業に関する出捐団体として「熊本県道路公社」があるが、5. 熊本県道路公社の概要にて後述する。

### 令和6年度課の業務内容

(令和6年4月16日現在)

| 局名    | 課名    | 課の業務内容  |
|-------|-------|---|
| 道路都市局 | 道路整備課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路に係る施策の企画、総合調整及び推進に関する事。</li> <li>2 高規格道路に関する事。</li> <li>3 道路公社に関する事。</li> <li>4 道路の建設に関する事（道路の新設及び改良並びに橋梁の修繕に関する事に限る。ただし、交通安全施設の整備に関する事を除く。）。</li> </ol>   |
|       | 道路保全課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の管理に関する事。</li> <li>2 道路整備特別措置法に関する事。</li> <li>3 軌道に関する事。</li> <li>4 道路運送法に関する事。</li> <li>5 道路の美化に関する事。</li> <li>6 国有財産に関する事（道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。）。</li> <li>7 道路の維持に関する事。</li> <li>8 道路の建設に関する事（道路整備課の分掌事務に係るものを除く。）。</li> <li>9 市町村道に関する事。</li> <li>10 道路の環境整備に関する事。</li> </ol> |
|       | 都市計画課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画に関する事。</li> <li>2 都市交通に関する事。</li> <li>3 街路事業に関する事。</li> <li>4 土地区画整理事業に関する事。</li> <li>5 都市公園に関する事。</li> <li>6 景観に関する事。</li> <li>7 人吉・益城復興推進に関する事。</li> </ol>   |

(出所：熊本県作成)

#### 4. 熊本県土木部の決算額（歳出）

##### （1）熊本県土木部の決算額の推移

令和元年度から令和5年度における課ごとの決算額（一般会計）の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

|      |         | R1          | R2          | R3          | R4          | R5          |
|------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 土木部計 |         | 114,772,580 | 125,570,981 | 138,397,859 | 134,727,418 | 138,219,871 |
| 内訳   | 監理課     | 979,303     | 952,026     | 936,939     | 981,129     | 927,586     |
|      | 用地対策課   | 83,492      | 83,069      | 80,036      | 86,047      | 85,224      |
|      | 土木技術管理課 | 199,118     | 182,905     | 239,064     | 272,025     | 302,408     |
|      | 道路整備課   | 29,811,859  | 34,333,422  | 34,611,375  | 30,695,717  | 29,548,225  |
|      | 道路保全課   | 17,807,851  | 19,213,143  | 23,487,778  | 18,916,359  | 18,750,576  |
|      | 都市計画課   | 8,270,978   | 7,925,566   | 8,722,067   | 8,018,497   | 7,699,454   |
|      | 下水環境課   | 910,051     | 909,098     | 1,000,880   | 797,686     | 1,268,416   |
|      | 河川課     | 33,841,170  | 40,753,656  | 46,270,886  | 49,056,096  | 53,774,272  |
|      | 港湾課     | 8,453,353   | 7,610,774   | 8,209,299   | 8,907,898   | 9,860,993   |
|      | 砂防課     | 11,726,666  | 10,609,427  | 11,615,583  | 14,008,124  | 12,937,684  |
|      | 建築課     | 543,290     | 491,976     | 443,693     | 446,326     | 451,795     |
|      | 営繕課     | 485,382     | 553,077     | 834,690     | 630,978     | 800,260     |
|      | 住宅課     | 1,660,056   | 1,952,830   | 1,945,558   | 1,910,527   | 1,812,967   |

※千円未満切捨てのため、土木部計と内訳の合計は一致しない。

（出所：熊本県作成）

## (2) 熊本県土木部の費目別決算額

令和元年度から令和5年度における費目（款・項）ごとの決算額（一般会計）の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 款・項           | R1年度              | R2年度               | R3年度               | R4年度               | R5年度               |
|---------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>総務費</b>    | <b>37,442</b>     | <b>96,761</b>      | <b>56,081</b>      | <b>32,850</b>      | <b>31,254</b>      |
| 総務管理費         | 37,442            | 96,761             | 56,081             | 32,850             | 31,254             |
| <b>衛生費</b>    | <b>206,209</b>    | <b>194,947</b>     | <b>138,914</b>     | <b>116,929</b>     | <b>113,316</b>     |
| 環境衛生費         | 206,209           | 194,947            | 138,914            | 116,929            | 113,316            |
| <b>農林水産業費</b> | <b>250,956</b>    | <b>170,493</b>     | <b>243,601</b>     | <b>133,701</b>     | <b>197,439</b>     |
| 農地費           | 101,674           | 133,371            | 236,887            | 106,521            | 189,811            |
| 水産業費          | 149,282           | 37,122             | 6,713              | 27,180             | 7,628              |
| <b>土木費</b>    | <b>97,626,496</b> | <b>100,546,494</b> | <b>112,211,962</b> | <b>108,786,569</b> | <b>109,405,612</b> |
| 土木管理費         | 2,273,234         | 2,185,305          | 2,502,476          | 2,406,384          | 2,561,151          |
| 道路橋りょう費       | 47,343,471        | 52,191,081         | 57,052,160         | 48,996,837         | 47,671,562         |
| 河川海岸費         | 30,447,238        | 30,067,530         | 35,411,316         | 39,760,031         | 40,284,610         |
| 港湾費           | 7,589,803         | 6,145,658          | 6,458,831          | 7,568,897          | 8,870,343          |
| 都市計画費         | 8,337,938         | 8,004,089          | 8,841,620          | 8,143,893          | 8,204,979          |
| 住宅費           | 1,634,812         | 1,952,830          | 1,945,558          | 1,910,527          | 1,812,967          |
| <b>災害復旧費</b>  | <b>15,172,576</b> | <b>23,124,860</b>  | <b>24,481,106</b>  | <b>24,063,897</b>  | <b>26,808,514</b>  |
| 農林水産業災害復旧費    |                   | 22,872             | 104,149            |                    |                    |
| 土木災害復旧費       | 15,172,576        | 23,101,988         | 24,376,957         | 24,063,897         | 26,808,514         |
| <b>公債費</b>    | <b>305,572</b>    | <b>305,572</b>     | <b>305,572</b>     | <b>305,572</b>     | <b>305,572</b>     |
| 公債費           | 305,572           | 305,572            | 305,572            | 305,572            | 305,572            |
| <b>諸支出金</b>   | <b>1,173,318</b>  | <b>1,131,842</b>   | <b>960,612</b>     | <b>1,287,891</b>   | <b>1,358,153</b>   |
| 繰出金           | 1,173,318         | 1,131,842          | 960,612            | 1,287,891          | 1,358,153          |
| 土木部計          | 114,772,580       | 125,570,981        | 138,397,859        | 134,727,418        | 138,219,871        |

※千円未満切捨てのため、土木部計と費目の合計は一致しない。

(出所：熊本県作成)

## 5. 熊本県道路公社の概要

### (1) 熊本天草幹線道路の概要

#### ①熊本天草幹線道路とは

熊本県天草広域本部 HP によると、熊本天草幹線道路は、天草市の旧本渡市と熊本市南区近見町とを結ぶ全長約 70km の幹線道路であり、平成 6 年 12 月に地域高規格道路（※1）として計画路線の指定を受け、県内の高速交通ネットワークの横軸として、また、天草地域と熊本都市圏を 90 分で結ぶ 90 分構想（※2）の達成に向け、国及び県で整備に取り組んでいる道路である。

#### （※1）地域高規格道路

高速道路などと一体となり、地域の自立的発展や地域間の交流、連携を支える自動車専用道路、またはこれと同等の規格を持ち、概ね 60km/h 以上の走行サービスを提供する道路のこと。

#### （※2）90 分構想

自動車交通により物流、人流の円滑化を図るため、熊本都市圏と県内主要都市とを 90 分で結ぶ構想。天草地域は県内で唯一の未達成地域。

#### ②熊本天草幹線道路の目的

- ・ 90 分構想の実現
  - 地域間交流・連携強化、地域の産業や観光振興
- ・ 渋滞の緩和
  - 定時性の確保と交通安全性の向上
- ・ 代替路の確保
  - 緊急輸送道路機能の充実

#### ③熊本天草幹線道路の進捗状況



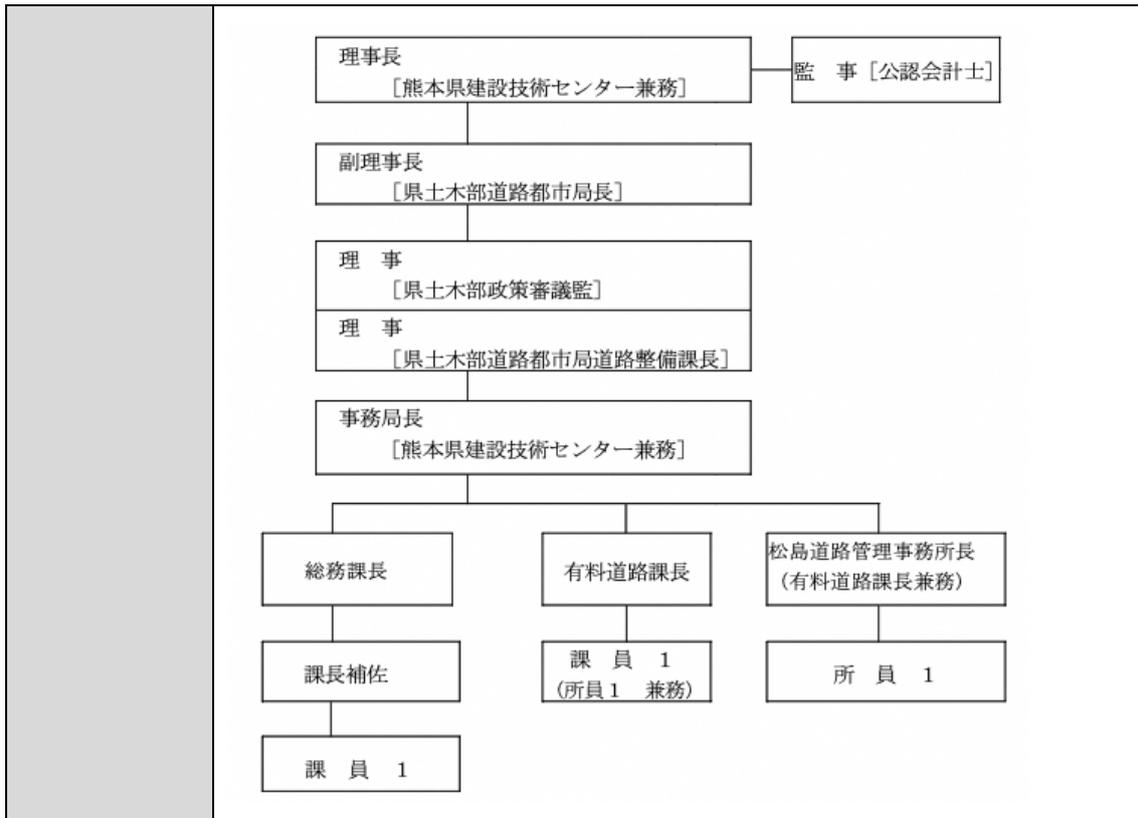
(出所：国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 HP)

## (2) 熊本県道路公社及び事業の概要

### ①熊本県道路公社の概要（令和6年3月末現在）

令和5事業年度 熊本県道路公社事業報告書によると以下のとおりである。

|            |   |
|------------|---|
| 設立年月日      | 平成4年5月28日   |
| 設立目的       | 熊本県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。 |
| 設立根拠法・準拠法等 | ・ 地方道路公社法<br>・ 道路整備特別措置法  |
| 出資状況       | 熊本県 1,505 百万円（100%）   |
| 所在地        | 熊本市南区城南町舞原字東 194 番地   |
| 事業概要       | ・ 有料道路事業<br>松島有料道路の通行料金徴収及び維持管理業務<br>・ 受託事業<br>松島有料道路に接続する松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の維持管理業務   |
| 役員数        | 理事 4 名、監事 1 名   |
| 職員数        | 6 名   |
| 組織図        |   |



②松島有料道路事業の概要

令和 5 事業年度 熊本県道路公社事業報告書及び熊本県道路公社 HP のよると以下のとおりである。

一般国道 324 号は、熊本都市圏と天草市を結ぶ重要な幹線道路の一環をなしており、熊本・天草両圏域並びに沿線地域にとって重要な路線である。

なかでも、松島有料道路は、県土の均衡ある発展と天草地域の活性化を図るための 90 分構想を推進するものであり、この路線を地域高規格道路「熊本天草幹線道路」と位置づけ整備を行い、平成 14 年 5 月 17 日に供用を開始している。

本道路の整備により、交通混雑の解消や時間・距離の短縮と併せて、天草地域の振興にも寄与している。

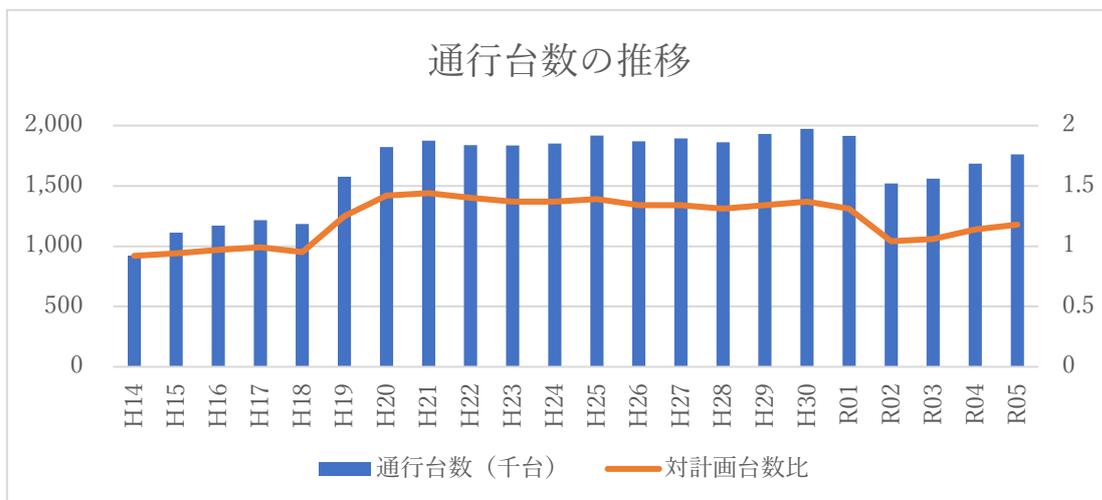
また、本道路に接続する松島有明道路（上津浦 I C～米ノ山 I C の無料区間 10 km）についても平成 19 年 9 月 8 日に供用を開始している。

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 有料道路名  | 松島有料道路                    |
| 路線名    | 一般国道 324 号                |
| 工事区間   | 上天草市松島町今泉～上天草市松島町合津       |
| 延長     | 3.3 km                    |
| 総事業費及び | 総事業費 43 億円（補助事業 約 174 億円） |

|  |   |             |      |     |
|--|---|-------------|------|-----|
| 事業資金調達の内訳  | 事業資金調達の内訳   | 金額<br>(百万円) | 割合   | 備考  |
|  | 熊本県出資金  | 1,505       | 35%  | —   |
|  | 政府貸付金   | 2,150       | 50%  | 無利子 |
|  | 地方公共団体金融機構借入金   | 645         | 15%  | 有利子 |
|  | 合計  | 4,300       | 100% |     |
| ※上記のうち、政府貸付金及び地方公共団体金融機構借入金については、令和3年度で全額返済完了している。 |   |             |      |     |
| 工事期間   | 平成4年度～平成14年度まで  |             |      |     |
| 道路構造   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路区分 第1種第3級</li> <li>・車線数 2車線</li> <li>・幅員 10.5m</li> <li>・規制速度 70km</li> </ul> |             |      |     |
| 供用開始   | 平成14年5月17日  |             |      |     |
| 通行料金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通車 200円</li> <li>・大型Ⅰ 300円</li> <li>・大型Ⅱ 700円</li> <li>・軽自動車等 150円</li> </ul>  |             |      |     |
| 料金徴収期間   | 平成14年5月17日から30年間  |             |      |     |

### ③通行台数の推移

| 年度           | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 通行台数<br>(千台) | 923   | 1,112 | 1,171 | 1,215 | 1,183 | 1,577 | 1,822 | 1,874 |
| 対計画台数比       | 0.92  | 0.94  | 0.97  | 0.99  | 0.95  | 1.25  | 1.42  | 1.44  |
| 年度           | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   |
| 通行台数<br>(千台) | 1,839 | 1,836 | 1,851 | 1,916 | 1,869 | 1,894 | 1,862 | 1,930 |
| 対計画台数比       | 1.4   | 1.37  | 1.37  | 1.39  | 1.34  | 1.34  | 1.31  | 1.34  |
| 年度           | H30   | R01   | R02   | R03   | R04   | R05   |       |       |
| 通行台数<br>(千台) | 1,973 | 1,915 | 1,519 | 1,561 | 1,684 | 1,760 |       |       |
| 対計画台数比       | 1.37  | 1.31  | 1.04  | 1.06  | 1.14  | 1.18  |       |       |



#### ④決算推移

##### 【損益計算書】

単位：百万円

| 科目          | R2/3 期 | R3/3 期 | R4/3 期 | R5/3 期 | R6/3 期 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 業務収入        | 347    | 275    | 282    | 303    | 315    |
| 道路料金収入      | 347    | 275    | 282    | 303    | 315    |
| 受託業務収入      | 40     | 41     | 44     | 44     | 51     |
| 業務外収入       | —      | —      | —      | 62     | 47     |
| 収入の部合計      | 388    | 317    | 326    | 409    | 414    |
| 一般管理費       | 37     | 36     | 27     | 25     | 31     |
| 役職員諸給与等     | 18     | 16     | 14     | 20     | 19     |
| 業務管理費       | 154    | 99     | 179    | 286    | 199    |
| 受託業務費       | 40     | 41     | 44     | 44     | 51     |
| 業務外費用       | —      | —      | —      | —      | —      |
| 減価償却費       | 5      | 6      | 6      | 8      | 51     |
| 諸引当損        | 150    | 132    | 68     | 45     | 80     |
| 道路事業損失補填引当損 | 34     | 27     | 28     | 30     | 31     |
| 償還準備金繰入額    | 111    | 104    | 39     | 11     | 46     |
| 費用の部合計      | 388    | 317    | 326    | 409    | 414    |

## 【貸借対照表】

単位：百万円

| 科目          | R2/3期 | R3/3期 | R4/3期 | R5/3期 | R6/3期 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 流動資産        | 557   | 643   | 713   | 697   | 788   |
| 現金及び預金      | 545   | 630   | 696   | 451   | 768   |
| 未収入金        | 12    | 12    | 17    | 245   | 20    |
| 固定資産        | 4,267 | 4,262 | 4,267 | 4,543 | 4,499 |
| 事業用資産（道路）   | 4,212 | 4,212 | 4,212 | 4,300 | 4,300 |
| 有形固定資産      | 55    | 50    | 54    | 243   | 198   |
| 無形固定資産      | —     | —     | —     | —     | —     |
| 資産の部合計      | 4,825 | 4,906 | 4,981 | 5,241 | 5,288 |
| 流動負債        | 91    | 44    | 40    | 40    | 56    |
| 未払金         | 73    | 39    | 40    | 40    | 54    |
| 短期借入金       | 17    | 4     | —     | —     | —     |
| 固定負債        | 13    | 10    | 21    | 238   | 192   |
| 長期借入金       | 4     | —     | —     | —     | —     |
| 退職手当引当金     | 9     | 10    | 10    | 6     | 6     |
| その他固定負債     | —     | —     | 10    | 232   | 185   |
| 特別法上の引当金等   | 3,206 | 3,338 | 3,406 | 3,447 | 3,526 |
| 道路事業損失補填引当金 | 552   | 579   | 607   | 638   | 669   |
| 償還準備金       | 2,654 | 2,759 | 2,798 | 2,809 | 2,856 |
| 負債の部合計      | 3,311 | 3,392 | 3,467 | 3,727 | 3,774 |
| 出資金         | 1,505 | 1,505 | 1,505 | 1,505 | 1,505 |
| 準備金         | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     |
| 正味財産合計      | 1,513 | 1,513 | 1,513 | 1,513 | 1,513 |
| 負債及び正味財産合計  | 4,825 | 4,906 | 4,981 | 5,241 | 5,288 |

熊本県道路公社の決算においては、道路資産の特殊性を考慮した会計処理として以下のような会計処理が採用されている。

（道路以外の事業資産の減価償却）

第 45 条 道路以外の事業資産は、毎事業年度末においてその取得額を基礎として、定額法によりその残存価額が有形固定資産にあつては 1 円（平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものは 5%）、無形固定資産にあつては零に達するまで減価償却を行う。

（道路価額の削除）

第 44 条 道路の通行又は利用についての料金の徴収期間が満了したときは、当該道路の記帳価額を削除する。

2 前項の規程により価額を削除したときは、当該道路に対する建設助成金及び償還準備金に相当する額を、それぞれ建設助成金及び償還準備金から控除する。この場合において、控除額が削除額に満たないときは、その差額に相当する額を道路事業損失補填引当金から控除する。

(道路事業損失補填引当金)

第 57 条 道路事業に係る損失を補填するため、当該道路の 1 事業年度における料金徴収総額の 10%に相当する額を、事業年度末において道路事業損失補填引当金として、その累計額を負債勘定に計上する。

(償還準備金)

第 58 条 道路資産から毎年度生ずる収支差益は、別に定めるところにより償還準備金繰入額として計算する。この場合において、収支差損が生じたときは償還準備金取崩額として計算する。

2 前項の規定による償還準備金繰入額は、償還準備金として、その累計額を特別法上の引当金等勘定に計上し、道路の記帳価額(該当道路について、第 42 条に規定する建設助成金を受け入れているときは、記帳価額から当該建設助成金を控除した額)に達するまで行う。

(償還準備積立金)

第 59 条 道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)に基づく道路についてその建設期間中に発生する消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 30 条による課税仕入控除相当額を、事業年度末において償還準備積立金として、その累計額を負債勘定に計上する。

2 前項の道路が供用を開始し、建設資金の償還を開始したときは、その償還額に相当する額を償還準備積立金から控除する。

(出所：熊本県道路公社会計規程)

(償還準備金繰入額)

第 49 条の 3 会計規程第 58 条に規定する償還準備金への当該事業年度における繰入額は、毎事業年度の当該道路に係る料金収入、業務雑収入及び利息収入並びに雑収入等の割掛額の合計額から、当該道路に係る業務管理費並びに一般管理費、道路事業損失補填引当損、固定資産減価償却引当損退職手当引当損、支払利息、繰延資産償却及び雑損の割掛額の合計額を控除した残額に相当する金額(繰越欠損金があるときはその額を更に控除した額)とする。

(出所：熊本県道路公社会計規程取扱細則)

上記のとおり、「道路事業損失補填引当損」及び「償還準備金繰入額」は、費用の部で計上されているものの、実質的には利益を構成する項目であることから、これらの合計金額が各年度における利益である。

この点、「③通行台数の推移」に記載したとおり、毎年度安定的に計画台数を超える水準で通行台数が推移していることにより、公社の決算においても利益基調で安定推移しており、借入金については、令和4年3月期で全額弁済している。

しかしながら、料金徴収期間が終了する2032年5月までに出資金相当の資金を留保するためには、今後の収支の更なる改善が望まれる。

### (3) 平成14年度包括外部監査結果報告書における指摘事項に対する措置状況

熊本県道路公社は、平成14年度の包括外部監査における「公社及び財政援助団体に対する監査」の対象となっている。

そのため、本年度の包括外部監査において、『平成14年度 包括外部監査結果報告書 公社及び財政援助団体に対する監査 第2章 熊本県道路公社 第2 監査結果』に記載された指摘事項に対する措置状況について確認を実施した。

#### 指摘事項の内容及び措置状況の確認結果

| No. | 表題              | 指摘事項の内容  | 措置状況の確認結果  |
|-----|-----------------|--|--|
| 1   | 熊本県道路公社会計規程について | <p>熊本県道路公社会計規程は、地方道路公社法及び地方道路公社法施行規則に基づいて、平成4年5月に制定されたが、昭和63年10月に出された建設省道路局路政課長通達「地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令の施行について」に一部沿っていないことが判明した。</p> <p>その改正する省令の概要は次のとおりである。</p> <p>① 会計処理基準の標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産の部は、従前の「事業資産」及び「事業資産建設仮勘定」の区分を廃して「固定資産」の区分に含めて計算するものとし、従前の</li> </ul> | <p>本年度の監査において、『熊本県道路公社会計規程』を閲覧した結果、「繰延勘定」が「繰延資産」に改められていることを確認した。</p> |

|   |                        |  |  |
|---|------------------------|--|--|
|   |                        | <p>「繰延勘定」を「繰延資産」に改めるものとする。</p> <p>…（中略）…</p> <p>以上の改正を必要とするうち、資産の部の「繰延勘定」に関する規程が未改正であった。</p> <p>なお、地方道路公社法施行規則の最終改正（監査時）は平成12年11月の令第41号となっており、これらを参考のうえ、早期に当該公社の会計規程及び会計規程取扱細則を見直すべきである。</p> |  |
| 2 | 財務諸表への「重要な会計方針」の注記について | <p>財務諸表に「重要な会計方針」を記載すべきである。熊本県道路公社の財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって採用した「重要な会計方針」（「引当金の計上基準」「固定資産の減価償却の方法」など）の記載がない。「重要な会計方針」は財務諸表の内容を正しく理解するために必要なものであり、財務諸表への注記を検討されたい。</p>                      | <p>本年度の監査において、『令和5事業年度 財務諸表』を閲覧した結果、「4 重要な会計方針等について」として、「(1) 固定資産の減価償却方法」、「(2) 引当金等の計上基準」及び「(3) その他の財務諸表作成のための重要な事項」が注記されていることを確認した。</p> |

### 第3 監査の結果及び意見

#### I. 監査の結果及び意見の総括

監査の結果及び意見の監査要点ごとの分類は次のとおりである。指摘事項が32項目、意見が25項目、合計57項目である。なお1つの指摘事項ないし意見で複数の項目にまたがるものがあるため、下記「II. 監査の結果及び意見の概要」の指摘事項・意見の件数とは一致しない。

| 項目                     | 指摘事項 | 意見 |
|------------------------|------|----|
| ① 規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性 | 6    | 10 |
| ② 工事評価の適切性             | 0    | 1  |
| ③ 工事請負、委託などの契約の適切性     | 6    | 11 |
| ④ 公有財産の管理の適切性          | 19   | 1  |
| ⑤ その他                  | 1    | 2  |
| 合計                     | 32   | 25 |

#### II. 監査の結果及び意見の概要

各担当課に関する監査の結果、以下52件（指摘事項31件、意見21件）の事項について記載している。担当課ごとに結果を記載する。

| 通し<br>番号                          | 調書<br>No. | 指摘事項・意見の表題一覧                | 指摘<br>事項 | 意見 | 頁数 |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------------|----------|----|----|
| IV. 監査の結果及び意見の各論（令和5年度の事業別支出について） |           |                             |          |    |    |
| 1. 担当課：道路整備課                      |           |                             |          |    |    |
| 1                                 | 76        | 委託者が自らの理由により契約変更を行う場合について   |          | ○  | 34 |
| 2                                 | 78        | 県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について |          | ○  | 42 |
| 3                                 | 96        | 休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて    | ○        |    | 46 |
| 4                                 | 99        | 休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて    | ○        |    | 48 |
| 5                                 | 104       | 県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について |          | ○  | 50 |
| 6                                 | 109       | 県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について |          | ○  | 54 |
| 7                                 | 130       | 休日（現場閉所）取得計画実績表の工事着手日と      | ○        |    | 58 |

| 通し<br>番号                          | 調書<br>No. | 指摘事項・意見の表題一覧                | 指摘<br>事項 | 意見 | 頁数 |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------------|----------|----|----|
|                                   |           | 作業完了日について                   |          |    |    |
| 8                                 | 134       | 電子成果品への確認                   | ○        |    | 60 |
| 2. 担当課：道路保全課                      |           |                             |          |    |    |
| 9                                 | 3         | 変更契約について                    |          | ○  | 62 |
| 10                                | 9-①       | 随意契約について                    |          | ○  | 63 |
| 11                                | 9-②       | 随意契約における見積期間について            |          | ○  | 64 |
| 12                                | 10        | 経費内訳書について                   |          | ○  | 66 |
| 13                                | 13        | 設計金額の算定について                 | ○        |    | 68 |
| 14                                | 15        | DX 推進における費用対効果の測定について       |          | ○  | 69 |
| 15                                | 28        | 設計段階における関係団体との協議について        |          | ○  | 72 |
| 16                                | 31        | 一般競争入札参加資格について              |          | ○  | 73 |
| 17                                | 35        | 照査項目一覧表のダブルチェックのルールについて     |          | ○  | 75 |
| 18                                | 37        | 2次下請け以下の下請け業者選定理由の確認について    |          | ○  | 76 |
| 19                                | 43        | 相入札業者への下請けについて              |          | ○  | 78 |
| 20                                | 48        | インフラ維持・修繕に関する契約方法の見直しについて   |          | ○  | 80 |
| 3. 担当課：都市計画課                      |           |                             |          |    |    |
| 21                                | 137-①     | 4週8休工事達成条件の確認について           |          | ○  | 85 |
| 22                                | 137-②     | 個人情報の取り扱いについて               | ○        |    | 87 |
| 23                                | 141       | 休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて    | ○        |    | 89 |
| V. 監査の結果及び意見の各論（令和4年度の固定資産台帳について） |           |                             |          |    |    |
| 1. 担当課：道路整備課                      |           |                             |          |    |    |
| 24                                | 固8        | 固定資産として計上すべきではない工事支出について    | ○        |    | 90 |
| 25                                | 固11       | 固定資産として計上すべきではない工事支出について    | ○        |    | 91 |
| 26                                | 固12       | 計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について | ○        |    | 92 |
| 27                                | 固16       | 固定資産として計上すべきではない工事支出について    | ○        |    | 93 |

| 通し<br>番号                            | 調書<br>No.  | 指摘事項・意見の表題一覧                      | 指摘<br>事項 | 意見 | 頁数  |
|-------------------------------------|------------|-----------------------------------|----------|----|-----|
| 28                                  | 固 19       | 固定資産として計上すべきではない工事支出について          | ○        |    | 95  |
| 29                                  | 固 20       | 計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について       | ○        |    | 96  |
| 2. 担当課：道路保全課                        |            |                                   |          |    |     |
| 30                                  | 固 2        | 固定資産の計上について（塗装工事 アスファルト）          | ○        |    | 97  |
| 31                                  | 固 3        | 固定資産の計上について（照明灯工事）                | ○        |    | 98  |
| 32                                  | 固 4        | 所有資産の区分及び耐用年数の設定について              | ○        |    | 99  |
| 33                                  | 固 5        | 資産計上の妥当性について                      | ○        |    | 100 |
| 34                                  | 固 6        | 所有資産の区分について                       | ○        |    | 101 |
| 35                                  | 固 7        | 所有資産の区分及び耐用年数の設定について              | ○        |    | 102 |
| 36                                  | 固 10       | 固定資産の計上について（防災トイレ新築）              | ○        |    | 103 |
| 37                                  | 固 13       | 固定資産の計上について（防災トイレ機械設備工事）          | ○        |    | 104 |
| 38                                  | 固 14       | 固定資産の計上について（防災トイレ電気設備工事）          | ○        |    | 105 |
| 39                                  | 固 21       | 固定資産の計上について（木製防護工事）               | ○        |    | 106 |
| VI. 監査の結果及び意見の各論（令和5年度の道路占用手続きについて） |            |                                   |          |    |     |
| 1. 担当課：道路保全課                        |            |                                   |          |    |     |
| 40                                  | 国-1        | 道路占用許可申請漏れについて（県所有物件）             |          | ○  | 107 |
| 41                                  | 国-5<br>他-① | 占用者に送付している提出書類の様式                 | ○        |    | 109 |
| 42                                  | 国-5<br>他-② | 熊本県ホームページにアップロードされている様式について       |          | ○  | 109 |
| VII. 監査の結果及び意見の各論（熊本県道路公社について）      |            |                                   |          |    |     |
| 43                                  | 公社1        | 回収した回数通行券に係る現物確認の必要性              |          | ○  | 110 |
| 44                                  | 公社2        | 未使用回数券の定期的な実査の必要性                 |          | ○  | 112 |
| 45                                  | 公社3        | ETCX の利用及びばってん特割の登録促進に向けた普及活動の必要性 |          | ○  | 114 |
| 46                                  | 公社4        | 会計規程取扱細則の不備について                   | ○        |    | 118 |
| 47                                  | 公社5        | 減価償却の開始月について                      | ○        |    | 119 |
| 48                                  | 公社6        | 減価償却の端数処理について                     | ○        |    | 120 |

| 通し<br>番号 | 調書<br>No. | 指摘事項・意見の表題一覧      | 指摘<br>事項 | 意見 | 頁数  |
|----------|-----------|-------------------|----------|----|-----|
| 49       | 公社 7      | 固定資産の耐用年数の誤りについて  | ○        |    | 121 |
| 50       | 公社 8      | 固定資産台帳の欠如について     | ○        |    | 122 |
| 51       | 公社 9      | 準備品台帳の欠如について      | ○        |    | 122 |
| 52       | 公社<br>10  | 電話設備設置工事の経理処理について | ○        |    | 124 |

また、上記、個別の指摘事項・意見とは別に、統括意見として以下の2件を記載している。

| 通し<br>番号   | 調書<br>No. | 指摘事項・意見の表題一覧                    | 指摘<br>事項 | 意見 | 頁数  |
|------------|-----------|---------------------------------|----------|----|-----|
| VIII. 統括意見 |           |                                 |          |    |     |
| 1          | -         | 1. 固定資産台帳への登録単位について             |          | ○  | 125 |
| 2          | -         | 2. 過年度の監査結果における指摘事項に対する改善状況について | ○        |    | 128 |

### Ⅲ. 監査対象事業について

#### 1. 監査対象の選定について

監査実施にあたり、令和5年度に支出された土木部の工事費を把握するため、予備調査を実施し、県に「道路を管轄する土木部の課ごとの令和5年度の事業別支出内訳」の作成を依頼した。限られた時間の中で効果的かつ効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要がある、以下の条件で監査対象を選定した。

- ・ 工事進行管理システムからデータ抽出したもので、工事費のみを対象
- ・ 道路整備課、道路保全課、都市計画課から、現在全体契約額4,000万円以上の工事費を対象

#### 2. 監査対象事業

選定基準により抽出された対象事業は次の「監査対象事業一覧（事業別支出）」のとおりである。

「監査対象事業一覧（事業別支出）」

| 道路保全課 |                                |     |       |                                |     |       |                                |     |
|-------|--------------------------------|-----|-------|--------------------------------|-----|-------|--------------------------------|-----|
| No.1  | 道の駅「子守唄の里五木」公衆トイレ改築工事          | 宮繕課 | No.27 | 菊池管内単県道路維持修繕（菊陽工区）委託           | 県北  | No.53 | 国道443号外7路線単県道路維持修繕業務委託         | 上益城 |
| No.2  | 熊本菊鹿線防災安全交付金（交通安全）橋梁下部工その1工事   | 鹿本  | No.28 | 川尻宇土線（大坪橋）やさしい道づくり工事           | 宇城  | No.54 | 国道218号防災安全交付金（自転車）（城平）工事       | 上益城 |
| No.3  | 菊池管内単県道路維持修繕（菊池東工区）委託          | 県北  | No.29 | 清和砥用線防災安全交付金（災害防除）法面工事         | 宇城  | No.55 | 八代鏡宇土線・大鞘川防災安全交付金（交通安全）旧橋撤去等工事 | 県南  |
| No.4  | 宇城管内単県道路維持修繕（西部）委託             | 宇城  | No.30 | 和仁菊水線防災安全交付金（災害防除）工事           | 玉名  | No.56 | 国道445号（A013）道路土砂災害対策補助（災害防除）工事 | 県南  |
| No.5  | 宇城管内単県道路維持修繕（中部）委託             | 宇城  | No.31 | 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助（防災）その2工事 | 球磨  | No.57 | 国道219号他単県道路維持修繕委託              | 県南  |
| No.6  | 宇城管内単県道路維持修繕（東部）委託             | 宇城  | No.32 | 人吉停車場線他5路線単県道路維持修繕委託           | 球磨  |       |                                |     |
| No.7  | 国道445号（藤田トンネル）道路補修補助事業（照明更新）工事 | 球磨  | No.33 | 覚井一武線他6路線単県道路維持修繕委託            | 球磨  |       |                                |     |
| No.8  | 国道445号（下谷トンネル）道路補修補助事業（照明更新）工事 | 球磨  | No.34 | 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助事業（防災）工事  | 球磨  |       |                                |     |
| No.9  | 覚井一武線（球磨大橋）災害復旧検討（橋梁）委託        | 球磨  | No.35 | 国道325号防災安全交付金（交通安全）工事          | 阿蘇  |       |                                |     |
| No.10 | 多良木停車場線他7路線単県道路維持修繕委託          | 球磨  | No.36 | 八代港線他単県道路維持修繕委託                | 県南  |       |                                |     |
| No.11 | 宮原五木線他4路線単県道路維持修繕委託            | 球磨  | No.37 | 牛深天草線道路土砂災害対策補助（防災）防護柵その2工事    | 天草  |       |                                |     |
| No.12 | 高沢一勝地線他4路線単県道路維持修繕委託           | 球磨  | No.38 | 国道324号（五和工区）防災安全交付金（越波対策）工事    | 天草  |       |                                |     |
| No.13 | 国道266号（道目木隧道）防災安全交付金（TN照明更新）工事 | 天草  | No.39 | 国道266号広域連携交付金（交通安全）ゆずり車線設置工事   | 天草  |       |                                |     |
| No.14 | 大多尾新合線（大多尾隧道）道路補修補助（TN照明更新）工事  | 天草  | No.40 | 熊本天草幹線道路維持管理業務委託               | 天草  |       |                                |     |
| No.15 | 天草管内広域連携交付金（交通安全）道路設備工事        | 天草  | No.41 | 国道324号（苓北工区）防災安全交付金（越波対策）工事    | 天草  |       |                                |     |
| No.16 | 国道389号防災安全交付金（交通安全）側道橋下部工工事    | 天草  | No.42 | 国道266号防災安全交付金（災害防除）法面補修工事      | 天草  |       |                                |     |
| No.17 | 本渡牛深線（山の浦橋）単県橋梁補修（地道債）工事       | 天草  | No.43 | 八代鏡宇土線・大鞘川防災安全交付金（交通安全）（舗装2）工事 | 県南  |       |                                |     |
| No.18 | 国道266号防災安全交付金（交安）ゆずり車線舗装その1工事  | 天草  | No.44 | 坂本人吉線（A004）防災安全交付金（災害防除）工事     | 県南  |       |                                |     |
| No.19 | 国道219号（A008）広域連携交付金（災害防除）工事    | 県南  | No.45 | 国道219号（A012）広域連携交付金（災害防除）工事    | 県南  |       |                                |     |
| No.20 | 熊本高森線外6路線単県道路維持修繕業務委託          | 上益城 | No.46 | 国道219号（A012）広域連携交付金（災害防除）その3工事 | 県南  |       |                                |     |
| No.21 | 国道218号外5路線単県道路維持修繕業務委託         | 上益城 | No.47 | 国道445号（A014）道土砂災害補助（防災）工事      | 県南  |       |                                |     |
| No.22 | 益城菊陽線防災安全交付金（交通安全）その1工事        | 上益城 | No.48 | 国道445号他単県道路維持修繕委託              | 県南  |       |                                |     |
| No.23 | 河内矢部線防災安全交付金（災害防除）工事           | 上益城 | No.49 | 国道266号広域連携交付金（交安）ゆずり車線舗装その2工事  | 天草  |       |                                |     |
| No.24 | 河内矢部線防災安全交付金（災害防除）工事           | 上益城 | No.50 | 国道266号広域連携交付金（交安）ゆずり車線舗装その4工事  | 天草  |       |                                |     |
| No.25 | 国道387号（御代志2）広域連携交付金（交安）改良その2工事 | 県北  | No.51 | 国道266号防災安全交付金（交安）ゆずり車線舗装その3工事  | 天草  |       |                                |     |
| No.26 | 菊池管内単県道路維持修繕（菊池西工区）委託          | 県北  | No.52 | 国道445号外3路線単県道路維持修繕業務委託         | 上益城 |       |                                |     |

「監査対象事業一覧（事業別支出）」

| 道路整備課 |                                 |       |        |                                 |    |        |                                |     |
|-------|---------------------------------|-------|--------|---------------------------------|----|--------|--------------------------------|-----|
| No.58 | 県内単県道路調査（菊池南部地域道路網検討その2）委託      | 道路整備課 | No.84  | 堂園小森線広域連携交付金（道路改築）道路改良（その3）工事   | 県央 | No.110 | 国道266号（鯉避湍橋）道路補修補助事業（橋梁）下部工工事  | 上益城 |
| No.59 | 御船甲佐線（田口）広域連携交付金（道路改築）道路改良工事    | 県央    | No.85  | 堂園小森線広域連携交付金（道路改築）舗装新設（その1）工事   | 県央 | No.111 | 国道266号（善町橋）道路補修補助（橋梁）耐震補強工事    | 上益城 |
| No.60 | 山鹿植木線活力創出基盤交付金（改築）（道路改良その3）工事   | 鹿本    | No.86  | 堂園小森線広域連携交付金（道路改築）工事            | 阿蘇 | No.112 | 国道266号（鯉避湍橋）道路補修補助（上部工）工事      | 上益城 |
| No.61 | 南小国波野線活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事       | 阿蘇    | No.87  | 河陰阿蘇線広域連携交付金（道路改築）黒川2工区舗装その1工事  | 阿蘇 | No.113 | 柿原入佐線活力創出基盤交付金（改築）工事           | 上益城 |
| No.62 | 内牧坂梨線活力創出基盤交付金（北坂梨工区道路改築）工事     | 阿蘇    | No.88  | 竹田五ヶ瀬線活力創出基盤交付金（改築）仮橋設置工事       | 阿蘇 | No.114 | 水俣田浦線（福浦3）活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事  | 芦北  |
| No.63 | 内牧坂梨線活力創出基盤交付金（北坂梨工区道路改築その2）工事  | 阿蘇    | No.89  | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事-1     | 宇城 | No.115 | 水俣田浦線道路補修補助事業（橋梁）栄橋取付護岸工事      | 芦北  |
| No.64 | 国道212号（大観峰橋）道路補修補助事業（橋梁）工事      | 阿蘇    | No.90  | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事-2     | 宇城 | No.116 | 八代不知火線（新五丁橋）道路補修補助事業（橋梁）仮橋工事   | 宇城  |
| No.65 | 満願寺黒川線（新滝ノ上橋）単県橋りょう改築（道路改良）工事   | 阿蘇    | No.91  | 二本松甲佐線活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事       | 宇城 | No.117 | 八代不知火線（砂川大橋）防災安全交付金（橋梁補修）P1工事  | 宇城  |
| No.66 | 人吉水線上線（黒肥地工区）活力創出基盤交付金（道路改良2）工事 | 球磨    | No.92  | 国道445号（九折瀬工区）活力創出基盤交付金（鋼橋上部工）工事 | 球磨 | No.118 | 八代不知火線（新五丁橋）道路補修補助事業（橋梁）P1補強工事 | 宇城  |
| No.67 | 国道388号活力創出基盤交付金（道路改良3）工事        | 球磨    | No.93  | 国道445号（九折瀬工区）活力創出基盤交付金（道路改良）工事  | 球磨 | No.119 | 二見田浦線活力創出基盤交付金（改築）工事           | 県南  |
| No.68 | 国道388号活力創出基盤交付金（法面）工事           | 球磨    | No.94  | 梶屋多良木線（多良木工区）活力創出基盤交付金（改築）工事    | 球磨 | No.120 | 新八代停車場線活力創出基盤交付金（改築）夜狩川上部工工事   | 県南  |
| No.69 | 玉名立花線（河崎工区）広域連携交付金（道路改築）その2工事   | 玉名    | No.95  | 国道325号活力創出基盤交付金（改築）道路改良その1工事    | 県北 | No.121 | 新八代停車場線活力創出基盤交付金（改築）跨線橋下部工工事   | 県南  |
| No.70 | 和仁山鹿線（東吉地）活力創出基盤交付金（道路改築）その3工事  | 玉名    | No.96  | 国道325号活力創出基盤交付金（改築）道路改良その2工事    | 県北 | No.122 | 国道389号広域連携交付金（2号橋A1橋台）工事       | 天草  |
| No.71 | 大牟田植木線（宮尾工区）活力創出基盤交付金道路改良工事     | 玉名    | No.97  | 国道325号防災・安全交付金（改築）道路改良その2工事     | 県北 | No.123 | 国道389号広域連携交付金（3号トンネル照明）工事      | 天草  |
| No.72 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）道路改良その1工事     | 県北    | No.98  | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）仮設道路工事        | 県北 | No.124 | 国道389号広域連携交付金（2工区道路改良その7）工事    | 天草  |
| No.73 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）道路改良その2工事     | 県北    | No.99  | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）調整池護岸その1工事    | 県北 | No.125 | 本渡牛深線広域連携交付金（道路改築）工事           | 天草  |
| No.74 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）道路改良その3工事     | 県北    | No.100 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）調整池護岸その2工事    | 県北 | No.126 | 有明倉岳線広域連携交付金（道路改築）舗装新設工事       | 天草  |
| No.75 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）道路改良その2工事     | 県北    | No.101 | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）待避所8工事       | 県南 | No.127 | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）法面その1工事     | 県南  |
| No.76 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）測量委託          | 県北    | No.102 | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）待避所10工事      | 県南 | No.128 | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）法面その2工事     | 県南  |
| No.77 | 国道443号活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事       | 県北    | No.103 | 国道445号活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事       | 県南 | No.129 | 八代鏡線（新前川橋）道路補修補助（支承取替）工事       | 県南  |
| No.78 | 国道266号地域連携推進改築（地盤改良）工事          | 天草    | No.104 | 国道324号地域連携推進改築（仮橋撤去その1）工事       | 天草 | No.130 | 国道266号広域連携交付金（道路改良その23）工事      | 天草  |
| No.79 | 国道266号地域連携推進改築（上1号橋P1橋脚）工事      | 天草    | No.105 | 国道324号地域連携推進改築（仮橋撤去その2）工事       | 天草 | No.131 | 国道266号広域連携交付金（望蔭峠1工区道路改良その1）工事 | 天草  |
| No.80 | 国道266号地域連携推進改築（発生土受入地造成）工事      | 天草    | No.106 | 国道324号地域連携推進改築（仮橋撤去その3）工事       | 天草 | No.132 | 国道266号（大矢野橋）道路補修補助（橋梁補修）工事     | 天草  |
| No.81 | 本渡牛深線活力創出基盤交付金（改築）法面工事          | 天草    | No.107 | 国道324号地域連携推進改築（仮橋撤去その4）工事       | 天草 | No.133 | 本渡牛深線活力創出基盤交付金（改築）道路改良工事その3    | 天草  |
| No.82 | 牛深天草線活力創出基盤交付金（改築）法面工事          | 天草    | No.108 | 国道324号（二江大橋）道路補修補助（橋梁補修）その2工事   | 天草 | No.134 | 本渡港線防災・安全交付金（改築）舗装その6工事        | 天草  |
| No.83 | 堂園小森線広域連携交付金（道路改築）道路改良（その2）工事   | 県央    | No.109 | 国道324号（上津深江橋）道路補修補助（橋梁補修）その2工事  | 天草 |        |                                |     |

「監査対象事業一覧（事業別支出）」

| 都市計画課   |                             |     |
|---------|-----------------------------|-----|
| No. 135 | 益城中央線防災・安全交付金（惣領地区改良その9）工事  | 益城復 |
| No. 136 | 益城中央線交通安全対策補助（広崎地区改良その23）工事 | 益城復 |
| No. 137 | 益城中央線交通安全対策補助（福富地区改良その9）工事  | 益城復 |
| No. 138 | 益城中央線交通安全対策補助（福富地区改良その10）工事 | 益城復 |
| No. 139 | 益城中央線交通安全対策補助（広崎地区舗装その10）工事 | 益城復 |
| No. 140 | 益城中央線防災・安全交付金（広崎地区改良その18）工事 | 益城復 |
| No. 141 | 益城中央線交通安全対策補助（広崎地区改良その19）工事 | 益城復 |
| No. 142 | 益城中央線交通安全対策補助（広崎地区改良その22）工事 | 益城復 |
| No. 143 | 益城中央線交通安全対策補助（福富地区改良その11）工事 | 益城復 |
| No. 144 | 益城中央線交通安全対策補助（福富地区改良その13）工事 | 益城復 |
| No. 145 | 南部幹線防災・安全交付金（街路）橋梁下部工工事     | 県南  |
| No. 146 | 南部幹線防災・安全交付金（街路）地盤改良その5工事   | 県南  |
| No. 147 | 南部幹線防災・安全交付金（街路）地盤改良その5工事   | 県南  |

（出所：熊本県作成のものを監査人が一部加工）

なお、これらとは別に、令和4年度の固定資産台帳より21件、道路占用手続きに関し令和5年度の新規または更新分から35件を、監査人が任意で抽出し、監査対象とした。それぞれ以下のとおりである。

「監査対象事業一覧（固定資産台帳）」

| 道路整備課、道路保全課 |                               |       |
|-------------|-------------------------------|-------|
| 固1          | 大宮地宮地岳線単県道路改良（舗装新設）工事         | 道路整備課 |
| 固2          | 道の駅 きくすい社会資本整備総合交付金（道の駅）舗装工事  | 道路保全課 |
| 固3          | 道の駅 きくすい社会資本整備総合交付金（道の駅）照明灯工事 | 道路保全課 |
| 固4          | 玉名山鹿線道路無電柱化補助舗装その2工事          | 道路保全課 |
| 固5          | 稲生野甲佐線単県道路施設修繕（ガードレール補修）工事    | 道路保全課 |
| 固6          | 国道218号防災安全交付金（自転車）区画線その2工事    | 道路保全課 |
| 固7          | 玉名山鹿線道路無電柱化補助植栽その1工事          | 道路保全課 |
| 固8          | 稲佐津留玉名線（玉名橋）道路補修補助事業（橋梁）塗装工事  | 道路整備課 |
| 固9          | 国道445号防災安全交付金（交通安全）道路情報板設置工事  | 道路保全課 |
| 固10         | 道の駅「きくすい」防災トイレ新築工事            | 道路保全課 |
| 固11         | 辛川鹿本線（合志川橋）道路補修補助（仮橋撤去）工事     | 道路整備課 |
| 固12         | 国道219号（錦町西工区）防災・安全交付金（照明設備）工事 | 道路整備課 |
| 固13         | 道の駅「きくすい」防災トイレ機械設備工事          | 道路保全課 |
| 固14         | 道の駅「きくすい」防災トイレ電気設備工事          | 道路保全課 |
| 固15         | 横野矢部線防災安全交付金（交通安全）カラー舗装その1工事  | 道路保全課 |
| 固16         | 国道266号（善町橋）道路補修補助（橋梁）照明灯基礎工事  | 道路整備課 |
| 固17         | 小川嘉島線外防災安全交付金（交通安全）カラー舗装工事    | 道路保全課 |
| 固18         | 国道324号地域連携推進改築（道路照明その1）工事     | 道路整備課 |
| 固19         | 国道266号地域連携推進改築委託（建物調査及び点検その7） | 道路整備課 |
| 固20         | 御船甲佐線（田口）広域連携交付金案内標識設置（その1）工事 | 道路整備課 |
| 固21         | 道の駅錦社会資本整備総合交付金（木製防護柵）工事      | 道路保全課 |

（出所：熊本県作成のものを監査人が一部加工）

「監査対象事業一覧（道路占用手続き）」

| 道路保全課 |                        |    |      |                        |    |
|-------|------------------------|----|------|------------------------|----|
| 国-1   | 国道218号 (R05-R0521-146) | 宇城 | 県-1  | 八代鏡宇土線 (R05-R0501-72)  | 宇城 |
| 国-2   | 国道218号 (R05-R0511-120) | 宇城 | 県-2  | 八代鏡宇土線 (R05-R0504-41)  | 宇城 |
| 国-3   | 国道266号 (R05-R0521-172) | 宇城 | 県-3  | 八代鏡宇土線 (R05-R0521-237) | 宇城 |
| 国-4   | 国道266号 (R05-R0521-176) | 宇城 | 県-4  | 八代不知火線 (R05-R0521-192) | 宇城 |
| 国-5   | 国道325号 (345)           | 鹿本 | 県-5  | 八代不知火線 (R05-R0521-233) | 宇城 |
| 国-6   | 国道325号 (86)            | 鹿本 | 県-6  | 清和砥用線 (R05-R0521-208)  | 宇城 |
| 国-7   | 国道325号 (124)           | 鹿本 | 県-7  | 松橋停車場線 (R05-R0504-40)  | 宇城 |
| 国-8   | 国道325号 (153)           | 鹿本 | 県-8  | 松橋停車場線 (R05-R0521-235) | 宇城 |
| 国-9   | 国道325号 (57)            | 鹿本 | 県-9  | 甲佐小川線 (R05-R0521-203)  | 宇城 |
| 国-10  | 国道501号 (UK35700)       | 宇城 | 県-10 | 甲佐小川線 (R05-R0521-228)  | 宇城 |
| 国-11  | 国道501号 (UK160100)      | 宇城 | 県-11 | 下郷北新田線 (R05-R0521-184) | 宇城 |
|       |                        |    | 県-12 | 下郷北新田線 (R05-R0521-195) | 宇城 |
|       |                        |    | 県-13 | 植木山鹿線 (190)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-14 | 方保田山鹿線 (99)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-15 | 方保田山鹿線 (121)           | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-16 | 方保田山鹿線 (67)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-17 | 方保田山鹿線 (237)           | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-18 | 辛川鹿本線 (154)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-19 | 和仁山鹿線 (63)             | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-20 | 菊池鹿北線 (58)             | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-21 | 菊池鹿北線 (742)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-22 | 玉名山鹿線 (347)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-23 | 日田鹿本線 (391)            | 鹿本 |
|       |                        |    | 県-24 | 和仁山鹿線 (1074)           | 鹿本 |

(出所：熊本県作成のものを監査人が一部加工)

熊本県道路公社については、令和5事業年度の財務諸表、決算附属諸表、総勘定元帳を中心に、金額的基準を設けず網羅的に監査を実施した。